

てんかん専門医制度に関する規則

(目的)

第 1 条 本制度は、てんかんの適切な診断と治療を行うために必要な臨床経験を有する医師を養成し、てんかんをもつ人々の医療に寄与することを目的とする。

(認定条件)

第 2 条 (1) 多くのてんかんをもつ人々を実際に適切に診療してきた実績と、それに必要な臨床的能力を十分そなえていること。

(2) てんかん専門医試験に合格すること。

(申請資格)

第 3 条 前条 (1) の認定条件を証明するものとして、次の各項をすべて満たす必要がある。

(1) 現在まで 3 年以上引き続き本学会の正会員であること。

(2) 現在、てんかん診療に従事していること。

(3) 研修期間中に 1 回以上日本てんかん学会年次学術集会と日本てんかん学会地方会にそれぞれ出席していること、ならびに申請書にこれらの学会の参加証のコピーを添付すること。

(4) 種々の病型を含む 50 例の具体的なリストおよび症例詳細記述 5 例を提出すること。

(5) てんかんの診療に関して本学会の認定した認定研修施設に所属し 3 年以上の研修歴、あるいはそれに相当する研修歴があり、かつ、初期臨床研修期間あるいは基盤学会における専門医研修のための研修期間を含めて計 5 年以上であること。

(6) 別に示す基盤となる分野の専門医あるいは認定医などを有していること。

(研修施設の認定)

第 4 条 てんかん学の臨床研修に適した医療機関を、日本てんかん学会研修施設に認定する。

(てんかん専門医委員会)

第 5 条 てんかん専門医制度の検討、てんかん専門医（受験資格の審査）および研修施設の認定、更新、あるいは取り消しを審査するための委員会 {日本てんかん学会てんかん専門医委員会、以下、委員会と称す}を置く。

(1) 委員会は、1 名の委員長と若干名の委員によって構成される。

(2) 委員長および委員の人選は、評議員の中から理事会の承認決議により行い、社員総会へ報告する。委員は、委員長が評議員の中から推薦し、理事長が委嘱する。ただし、委員長が、必要があると判断した場合には、評議員でない会員を推薦することができる。

(3) 委員長および委員の任期は 4 年とする。再任を妨げないが、連続 2 期を限度とする。

(4) 分野毎の審査業務を担当する小委員会を委員会下に設置する。各小委員会は、1 名の委員長と若干名の委員によって構成される。

(5) 委員会の事務局は、日本てんかん学会事務局（以下、学会事務局と称す）に置く。

(てんかん専門医試験委員会)

第 6 条 てんかん専門医試験委員会{日本てんかん学会てんかん専門医試験委員会、以下、試験委員会と称す}は、てんかん専門医試験に関する用務を行う。その選出、任期、再任は第 5 条 (2)、(3) 項に準じる。

(認定方法)

第 7 条 てんかん専門医試験は年 1 回とし、以下の手続きを行う。

- (1) 申請者は、学会誌に公示された期間内に、必要書類と所定の受験料を学会事務局に提出する。
- (2) 試験委員会は、試験の実施、審査および合否判定を行う。
- (3) 合否は理事会の承認後にすみやかに公表され、合格者は認定料の納付後、認定証を交付される。
- (4) てんかん専門医氏名は学会誌で公表される。

(認定の有効期間)

第 8 条 てんかん専門医の有効期間を 5 年とする。認定の継続を希望する者は更新手続きをしなければならない。但し、65 歳以上の者にあつては、資格審査に関わる第 9 条の (1) および (2) を免除するが、(3) については免除されない。所定の認定料は徴収する。

(認定の更新)

第 9 条 更新の条件は、第 3 条の (1) と (2) 項を満たし、且つ、次の (1) と (2) (3) 項の全てを満たす必要がある。

- (1) 最近の 5 年間に、本学会学術集会に 2 回以上の出席があること。
- (2) 最近の 5 年間に、更新に必要な研修単位を 30 単位以上有すること。各種研修等の単位については別に定める。
- (3) 過去 5 年間に経験した症例 5 例の症例詳細を提出する。
- (4) 更新手続きができない正当な理由のある場合には、その猶予を学会事務局に申請することができるが、猶予の可否については専門医委員会での審査を必要とする。正当な理由がない場合には猶予期間は最長 2 年とする。

(認定の取り消し)

第 10 条 てんかん専門医として相応しくない行為があつた場合は、委員会および理事会の審議を経て、資格を取り消すことがある。日本てんかん学会を退会した場合および有効期間を過ぎて更新手続きを行わなかった場合も、資格を失う。

(規則の変更)

第 11 条 本規則の変更は、理事会の承認決議により行い、社員総会へ報告する。

(指導医資格)

第 12 条 てんかん専門医指導医については下記のように定める。

- (1) 現在まで 10 年以上引き続き本学会の会員であり、日本てんかん学会専門医資格を有していること。
- (2) 期間は 5 年間とし、この期間中に本学会が開催する指導医講習会を 1 回以上受講すること。

附則

1. 本制度は、2008 年 11 月 1 日より施行する。2011 年 10 月一部改定。2012 年 10 月一部改定。2014 年 10 月一部改定。2015 年 3 月一部改定。2016 年 10 月一部改定。2018 年 10 月一部改定。2020 年 10 月一部改定。2021 年 9 月一部改定。2022 年 9 月一部改定。2023 年 10 月一部改定。
2. 試験方法および研修施設認定に関する基準は別に定める。
3. 受験料は 3 万円、認定科は 2 万円とする。更新時の認定科も 2 万円とする。
4. 第 3 条 (5) 項については、2010 年までは申請資格の必須条件としない。
5. 更新手続きができない正当な理由がある場合には、その猶予を学会事務局に申請することができる。
6. 従来の日本てんかん学会認定医（臨床専門医）はてんかん専門医と称する。
7. 日本国内で国際てんかん学会またはアジア・オセアニアてんかん学会が開催された年には、これらの参加をもって、てんかん専門医の受験資格、更新資格については、当学会の学術集会の参加と同等とみなす。
8. 2021 年 5 月末までの申請者は本規則第 3 条第 3 号及び第 9 条第 1 号の条件に 2021 年 6 月開催の第 13 回 AOEC を含めてよいものとする。

別添 1

基盤となる分野の専門医あるいは認定医など

内科学会認定医、小児科学会専門医、精神神経学会専門医、脳神経外科学会専門医

別添 2

日本てんかん学会認定研修施設に関する基準

1. 研修施設の認定

てんかん学の臨床研修に適した医療機関を、診療の実状に応じて、医療機関の施設全体または診療科を研修施設に認定する。

2. 研修施設の備えるべき条件等

- (1) てんかん専門医資格を有する 1 名以上の常勤のてんかん専門医指導医がいること。
- (2) 専門的診療を実施していること。
- (3) 施設または診療科におけるてんかん患者数が月当たり 50 例以上、または、てんかん外科手術実施例が 5 年間に 20 例以上であること。

- (4) 臨床てんかん学に関する論文発表または日本てんかん学会における発表が行われていること。てんかん専門医指導医資格を有する医師が常勤となった場合はその過去の発表を含めることができる。
- (5) 本学会の定めた教育目標を達成するために教育プログラムが行われていること。
- (6) 年次報告書を所定の様式にしたがい作成し、学会事務局に提出していること。
- (7) 診療の実情に応じて、てんかん専門医指導医は同一施設内の複数を研修科として指定できる。
- (8) てんかん専門医のみが常勤している施設は准研修施設と認定するが、この場合研修内容については研修施設のてんかん専門医指導医の指導を受ける。

3. 認定の方法

- (1) 申請受付を機関誌「てんかん研究」に公示し、審査は年1回実施する。
- (2) 所定の申請書類をてんかん専門医委員会宛に提出する。
- (3) てんかん専門医委員会は申請書類を審査し、研修施設としての適否判定を行う。
- (4) 審査結果は理事会に報告し、その承認を経て認定証を交付する。この結果は社員総会に報告する。

4. 認定の更新、取り消し

- (1) 専門医委員会で年次報告書の審査を行い、更新を認める。
- (2) 認定施設としての条件を6カ月以上欠いた場合や、認定施設としてふさわしくない事情の生じた場合には、委員会の審議、および理事会の承認を経て認定を取り消すことがある。この措置は社員総会に報告する。

5. てんかん専門医指導医の退職・交代

- (1) てんかん専門医指導医が退職・転勤などにより不在となる場合、当該研修施設において他にてんかん専門医指導医資格を有する常勤医師がいるときは、空白期間なく交代できる。
- (2) てんかん専門医指導医が不在となり、てんかん専門医のみが常勤となる場合、他の研修施設の指導下にあれば空白期間なく准研修施設になることができる。
- (3) この変更等は直近の申請期間に申請しなければならない。審査結果は理事会に報告し、その承認を経る。この変更は社員総会に報告する。

6. 「認定研修施設に所属した3年以上の研修歴」に相当する研修歴の条件

- (1) 認定研修施設のてんかん専門医指導医の指導のもとで、その認定研修施設に所属したときの2倍以上の期間、下記のいずれかの研修を行った場合（重複や複合を認める）
 - [1] 当該てんかん専門医指導医の主催するカンファレンス等への参加や個別指導による研修（開催場所は問わない）
 - [2] 当該てんかん専門医指導医の主催するネット会議への参加による研修

(附則) 施設認定に際し、審査料および認定証の交付料は、当面は無料とする。

(附則) 研修施設の備えるべき条件にかかる時限的附則

天災、疫病の蔓延等によりてんかん専門医試験が中止となった場合、特例措置として、研修施設に認定されている施設で常勤専門医指導医が不在となり、常勤専門医と同等の指導ができることと認められる非常勤専門医が勤務し、他の研修施設専門医指導医の指導を受けることができる場合など、てんかん専門医委員会が相当であると判断した場合には、専門医試験が再開され、関係事項の登録等が完了する時期まで、当該施設を准研修施設と認定することができる。なお、その個別要件等は適宜てんかん専門医委員会で検討するものとする。

なお、本附則の適用は、2020年4月1日より遡及して適用するものとする。

別添 3

てんかん専門医資格更新に関する単位

てんかん学に関する論文、著書（筆頭著者）

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1) 医学学術誌および学術著書 | 30 単位 |
| 2) てんかんに関する一般向著書あるいは啓発的論文 | 20 |

てんかん学に関する研究発表、講演（筆頭演者）

- | | |
|----------------------|----|
| 1) 日本てんかん学会年次学術集会 | 30 |
| 2) 日本てんかん学会教育セミナー | 30 |
| 3) 国際てんかん学会議 | 30 |
| 4) アジア・オセアニアてんかん学会議 | 30 |
| 5) 日本てんかん学会地方会 | 20 |
| 6) 関連学会の年次学術集会（全国規模） | 20 |
| 7) 日本てんかん協会の集会（全国規模） | 10 |

てんかん学に関する学術集会への参加

- | | |
|--|----|
| 1) 日本てんかん学会年次学術集会
(但し、第9条(1)項に関する出席2回は除く) | 10 |
| 2) 日本てんかん学会教育セミナー | 10 |
| 3) 国際てんかん学会議 | 10 |
| 4) アジア・オセアニアてんかん学会議 | 10 |
| 5) 日本てんかん学会地方会 | 10 |
| 6) 関連のある各学会 | 5 |

(日本小児神経学会、日本小児科学会、日本精神神経学会、日本脳神経外科学会、日本てんかん外科学会、日本神経学会、日本臨床神経生理学会、乳幼児けいれん研究会国際シンポジウム、日本先天異常学会、日本神経治療学会、日本救急医学会、日本睡眠学会、日本医学会総会、全国てんかんセンター協議会)

・同一学術集会における発表単位と参加単位は合算しない。

・会の催された日が、該当前年6月1日から該当年5月31日のものを当該年の申請時の単位とする。X年5月31日締め切りの更新申請には、X-5年6月1日からX年5月31日までに催された会の、発表、講演、参加を単位として申請することができる。

附則1. 2021年5月末までの更新申請者は、参加の単位に2021年6月開催の第13回AOECを含めてよいものとする。

別添 4

てんかん専門医試験の施行に関する基準

てんかん専門医制度第3条（申請資格）を満たす者に対し、指定した期日と場所で試験を行う。

1. 試験委員会の用務

- (1) 試験問題の作成
- (2) 記述試験および面接試験の実施と採点
- (3) 合否の判定

2. 試験方法

(1) 記述試験

記述試験では、てんかん学に関する臨床的、基礎的な基本知識を問う。

(2) 面接試験

面接試験は2形式で、てんかん臨床に関する専門的知識と経験を問う。

第1は、受験者が提出した自験例の詳細な症例記述（1,200字程度）5例の中から選んで、その記述内容および関連事項について複数の試験委員あるいは評議員により口頭試問を行う。

第2は、試問用に準備された症例、画像、脳波などについて、同様に口頭試問を行う。

3. 審査方法と合否の判定

- (1) 記述試験、面接試験における採点を、公平に、かつ採点し易くするために、多数のチェック項目を定めておき、項目ごとに4段階評価して合計する。
- (2) 合否は試験委員会の審査により、理事会の承認を経て決定される。